

令和 5 年度(2023 年度)第 1 回  
伊丹市青少年問題協議会  
議 事 (要 旨)

令和 5 年(2023 年)10 月 4 日(水)

○開催日時 令和5年(2023年)10月4日(水) 午後4時～午後5時30分

○場 所 伊丹市役所 本庁舎1階 101会議室

○出席委員

会 長	井出 浩	委 員	菰口 太志
委 員	田中 康之	委 員	松山 和久
委 員	林 明美	委 員	中山 清子
委 員	岡田 英紀	委 員	吉田 博子
委 員	光本 秀行	委 員	横道 睦乃
委 員	太田 弘子	委 員	廣重 久美子
委 員	春次 照枝	委 員	馬場 一憲
委 員	前田 久美子		

○欠席委員

副会長	中井 祥博	委 員	月江 利幸
委 員	藤原 久嗣		

○傍聴者 2名

○議 題

- 1 ひきこもり支援について<報告>
- 2 非行防止対策について<報告>
- 3 いじめ問題防止対策について<報告>
- 4 その他について<報告>

【議事要旨】

- ・開会
- ・会長・副会長選出
- ・会議の成立及び公開について  
委員18名中15名出席により会議は成立  
傍聴者は2名

・議題

1 ひきこもり支援について<協議>

事務局より、事前資料1を基に、ひきこもり支援状況について説明。

(質疑)

井出会長：

最近のひきこもり家族のつどいについて特徴的なことがあれば、教えていただきたい。

田中委員：

参加者は、ひきこもり当事者ではなく、ひきこもり当事者の家族の方であり、家族の方に情報提供している状況である。参加者数はここ数年横ばいで、今後どうしていくかという課題はある。

井出会長：

ひきこもり当事者が家をでて、ひとりで生活するのはハードルが高い。アウトリーチ支援のケースはかなりうまくいっているほうだと思う。気が合う支援員と出会うというのは重要である。具体的に成果が上がらなくてもひきこもり当事者とかかわりを持つということが大切である。

2 非行防止対策について<報告>

事務局より、事前資料2を基に、非行防止に関する取り組み内容について説明。

(質疑)

井出会長：

相談の内容は、ゲーム依存、非行が多いのか。

事務局：

ゲーム依存、SNS依存、ユーチューブ依存の割合が非常に多くなっている。

井出会長：

年齢構成はどうなっているか。

事務局：

小学校高学年から中学生までが多い。小学校低学年、中学年の場合は、友達や先生と

の関係がうまくいかないといった相談内容が多い。

井出会長：

このあたりは、学校現場ではどのような感じか。

松山委員：

タブレットが一人一台支給されて、家庭にも持ち帰っている。家庭では、学習の道具として使用する以外に、動画の視聴等にも使用されているのが事実だと思う。

井出会長：

学校でかかわっていくのは難しいのか。

松山委員：

学校では、タブレットの使用ルールを徹底しているが、家庭でどこまで徹底しているかという問題はある。

井出会長：

中学校の現場ではどうか。

菰口委員：

伊丹市の場合、小中学校ともタブレットを毎日家庭に持ち帰るので、家庭でどのように使用しているかをすべてチェックするのは難しい。基本的に、学習用として貸与しているので、学習以外の使用については、自分のスマホやパソコンを使用するというルールは何度も説明している。また、閲覧できるサイトを制限しすぎると、ブロックがかかりすぎて調べ学習に使用できない。

中学校の場合、ゲーム依存よりむしろ、私用スマホの SNS 上のトラブルについて学校側がどこまで介入していくべきなのかということについて悩んでいるところである。

井出会長：

タブレットや SNS との付き合い方は難しいと思う。PTA の立場からは何かないか。

太田委員：

SNS、タブレットは、もっとも大きな問題になっている。

使用のルールについても家庭によって考えの差が大きい。一切みせないという家庭もあれば、どうやってこれらのツールを活用していくかという考えの家庭もある。どち

らかというと、子どもがどういう状況で使用しているのか大人が勉強していくほうがいいのではという意見が保護者からでている。ラインやインスタグラムを削除して使用できなくしても、インターネットがつながっていれば、ゲームの中でチャットもできる。ひとつのツールを使えなくすればいいという大人の無知が、子どもとのギャップを大きくしている。PTAとしては、保護者の教育に力をいれようと考えている。

井出会長：

子どものほうが習熟するのが早い。大人も子どもも両方が勉強していかないといけないと思う。

### 3 いじめ問題防止対策について<報告>

事務局より、事前資料3を基に、いじめ認知件数の推移や前年度の状況、今年度の取り組み等について説明。

(質疑)

光本委員：

いじめ対策チームと校内いじめ問題対策委員会の役割分担はどうなっているのか。

事務局：

学校によって名前は違うが、いじめ問題に対する学校内の組織であり、内容は同じものである。

光本委員：

学校問題解決支援チームは教育委員会内の組織ということでもいいか。

事務局：

そのとおりである。

井出会長：

学校から要請があれば、教育委員会から対策チームが派遣されるという理解でいいのか。

廣重委員：

各学校には、いじめが生じたら、いじめ対策チームや会議を持つということが定められている。いじめの定義からすると、「にらまれたような気がする」「一生懸命問題を解いていて最後まで解きたかったのに、誰かが親切で教えてくれたのは嫌だった」というのもいじめに該当する。

こういったいじめの中には、学校で解決できるものもたくさんあるが、学校の中で解決が難しいものは学校から教育委員会に対策チームの派遣を依頼される場合もある。それ以外の学校の悩みについては、指導主事が対応する。

学校から、いじめの件数が毎月報告されるので、1件1件解決済みかどうか確認している。当事者間で仲直りできている些細ないじめについても、3か月間様子を見て問題がなければ、はじめて解決ということになる。社会通念上のいじめの定義と法のいじめの定義はかなり異なる。

井出会長：

いじめ問題の対応は、ご苦労があると思われる。学校現場からはどうか。

松山委員：

子どもがいやだと思ったら、基本的にはすべていじめと認識し、報告している。いじめに関するアンケートで現状を把握し、聞き取りをして、解決に向けて対策をとるとというのが学校の現状である。

菰口委員：

例えば、私が松山委員の鉛筆を取りました。松山委員はいやと感じました。これでいじめの成立である。これが今の法のいじめの定義である。他の委員はこれがいじめなのですかと思われたと思う。現場は、このいじめの定義に慣れるのに時間がかかったが、伊丹は、他市に比べて比較的対応は早かった。保護者にいじめの定義を理解してもらうのに時間がかかる。

井出会長：

重大な問題にならないように、些細ないじめも認識するという考えだと思うが、現場の先生はご苦労されていると思う。

#### 4 その他について<報告>

井出会長：

伊丹っ子 SOS 相談室が立ち上がっているとニュースで聞いた。早期にたちあげたのは素晴らしい。青少年問題協議会の中で、ひきこもり、いじめ、非行にたどりつくまでのさまざまな問題について議論できればいいと思っている。

事務局：

ここ数年3つのテーマにフォーカスして進めてきた。伊丹っ子 SOS 相談室は、行政が子どもの意見を聞く手段になり、子どものニーズをすいあげるという意味合いもあ

る。そういう意味で、今後このテーマを青少年問題協議会の議題としてあげることもあるのかなと思っている。

また、現在、令和7年度からの「第3期伊丹市子ども・子育て支援事業計画」の策定に取りかかっている。それに先立って、今年度より施行されたこども基本法に基づいて、子どもの意見を聞くアンケートを実施する予定である。このアンケートの結果がまとまったら、協議会で披露させていただきたい。

林委員：

近所の知り合いの息子さんでひきこもりの方がいらっしゃる。市役所にも相談しているとのこと。この方の親御さまが息子さんの将来を心配されている。私としては話を聞くことしかできていないが、どのような対応をすればいいのか。

事務局：

親御さまに対しては、話を聞くだけで、心のつかえがとれると思う。アウトリーチ支援のケースでも、いきなりひきこもり当事者に対して直接的な支援をすることはしない。周囲の方から状況を聞き取って、ひきこもり当事者の性格を見きわめてから、支援をすることになっている。

(終了)